答弁第一一四号

内閣衆質二一一第一一四号

令和五年六月二十七日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 細 田 博 之殿

衆議院議員青山大人君提出地方における外国人材の活用促進に向けた在留資格の取得要件の緩和に関する

質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員青山大人君提出地方における外国人材の活用促進に向けた在留資格の取得要件の緩和に関

する質問に対する答弁書

一について

学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする業務に従事する活動を想定しているこ お · 尋 ね \mathcal{O} 「在留資格 「技術・人文知識・国際業務」」 は、本邦において行うことができる活動として、

とから、 御指摘の 「大学の専攻科目と従事しようとする業務との関連性」を有していることが必要である

当該在留資格への変更許可申請等に係る審査において柔軟に判断している。

が、

その

関連性については、

能とするべき」という点については、 また、 お尋ねの 「企業が人材育成等の観点から必要と認める現場業務等に外国 企業が実務研修を行う場合に、 当該実務研修 |人材が従事することを可 の期間 に行う活 動 \mathcal{O} 4

を捉えれば、 「技術 人文知識 国際業務」 の在留資格で本邦において行うことができる活動に該 当しな

1 ものであっても、 それが日本人の大卒者等に対しても同様に行われる実務研修の一 環であって、 在留 期

間 中の 活動を全体として捉えて、 在留期間 の大半を占めるようなものではないようなときは、 当該 在 留資

格 の変更許可申請等に係る審査において、 外国人が当該実務研修に従事することの相当性を判断した上

で当該在留資格で本邦において行うことができる活動として認めている。

二について

か、 業又は大学院を修了した留学生が、当該大学又は大学院において修得した幅広い知識、 掲げる活動を定める件 定めたものであるため、 お尋ねの出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に 留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用して、 (平成二年法務省告示第百三十一号) 第四十六号に掲げる活動は、 日本語能力の要件を緩和することについては、 幅広い業務に従事することを想定して 慎重に判断する必要があると考え 応用的能 本邦の大学を卒 力等 のほ